

鴨川市回覧板協働発行业に係る募集要領

市から提供される行政情報を回覧するために利用する「回覧板」を協働発行していただける事業者（以下「協働発行者」という。）を次のとおり募集します。

1 事業概要

(1) 内容

- ア 回覧板の企画、編集、作成及び納品に関する業務
- イ 掲載広告主募集に関する業務

(2) 配布期間

5年間とする。ただし、鴨川市は協働発行者と協議のうえ、変更することができる。

(3) 発行部数

1,500部

(4) 仕様等

鴨川市回覧板仕様書のとおり

(5) 費用負担

本事業による企画、編集、納品及び営業に係る費用（広告募集の際の封筒代など）は、協働発行者が負担し、鴨川市は一切の費用を負担しない。

2 協働発行业に係るスケジュール

| | |
|---------|---------------------------|
| 募集要領の公表 | 令和8年7月10日（金） |
| 応募受付 | 令和8年7月10日（金）～令和8年7月24日（金） |
| 協働発行者選定 | 令和8年7月末～8月上旬 |
| 選定結果通知 | 令和8年7月末～8月上旬 |
| 協定締結 | 令和8年7月末～8月上旬 |
| 校正等 | 協定締結から配布開始まで（3回程度） |
| 配布開始 | 令和9年4月1日（木） |

3 参加資格条件

法人又は個人事業主で、次の項目のいずれも満たしている者

- (1) 法人税並びに消費税及び地方消費税（個人事業主の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
- (2) 鴨川市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

4 応募受付及び提出

(1) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月24日（金）
午後4時30分まで（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

ア 申込書 1部

イ 提案書 1部

ウ 事業概要（会社概要など） 1部

事業概要には、次に掲げる事項を記載する。

① 経営規模や経営状況（資本金、売上高、経常利益など）

② 履行保証力（履行保証に関する対応方針、損害賠償保険加入状況など）

エ 実績が確認できる資料（実績一覧、他自治体回覧板など） 1部

オ 納税証明書 1部

- ・法人の場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・個人事業主の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 提出方法

直接又は郵送により、鴨川市役所市民生活課に提出すること。

(4) 提案書について

ア 提案書は、A4判とし、様式及び枚数は自由とする。

イ 提案書は、次に掲げる事項を記載すること。

① 協働事業についての考え方と方針

② 回覧板の内容提案

総頁数、情報頁数、広告頁数、紙質、製本方法、耐水性、耐久性、デザイン、企画、刷り色、構成、掲載記事案など

③ 製作体制、トラブル等の対応体制、広告等の審査体制

④ 広告掲載基準、広告掲載予定数及び広告主募集計画（募集の手順等）

⑤ 事業スケジュール

(5) 留意事項

- ア 提案書提出後の差し替え及び修正は認めない。
- イ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- ウ 採用された提案書の内容は、採用となった協働発行者と協議のうえ、変更することがある。

5 協働発行者の選定方法及び協定の締結

(1) 選定方法

提出された書類の内容について審査を行い、協働発行者1者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、申込書提出者全てに対して書面で通知する。

(3) 協定の締結

鴨川市は、選定された協働発行者と事業内容について協議のうえ、協定を締結する。

6 その他

- (1) 応募及び提出に要する費用等は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

7 提出先及び問い合わせ先

鴨川市市民生活課協働推進係

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地

TEL 04-7093-7822 (直通)

FAX 04-7093-4145